

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第73回本部会議 記録

日 時／令和3年8月26日（木）

16：00～16：45

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（小玉副知事）】

これより、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の第73回本部会議を開催します。

まず、国の基本的対処方針の変更及び道内の感染状況等について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明願います。

【原田新型コロナウイルス感染症対策監】

資料1をご覧ください。昨日開催されました政府対策本部におきまして、基本的対処方針の一部が変更されておりますので、そのポイントについてご説明いたします。

まず、一つ目、措置区域等の追加でございますけれども、緊急事態措置区域については、新たに、本道のほか7県が追加されておまして、期間は8月27日から9月12日までの17日間とされております。また、まん延防止等重点措置区域については、新たに高知県のほか3県が追加され、期間については、緊急事態措置区域と同じ、9月12日までとされております。

対策の実施に関する事項の主な変更点でございますが、学校等の取扱いに関しまして、中学校や小学校、幼稚園などの教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情がある小学校4年生以上の児童生徒に対する抗原簡易キットの活用などの取組を進めること。また、医療の関係でありますと、中和抗体薬について、投与後の観察体制の確保など一定の要件を満たした医療機関において外来投与などの実施などについての取組を進めるといったことが新しく追記されている状況でございます。

続いて、資料2 道内の感染状況等についてでございますけれども、まず、道独自の警戒ステージの指標ですけれども、昨日時点で、全道については、重症者用病床を除いた全ての指標で前の週を上回っているという状況です。続いて、措置区域別に主な指標の状況を見てみますと、いずれについても感染経路不明割合を除きまして、1週間前と比べて増加しているということが見て取れるかと思えます。石狩振興局管内ですけれども、検査陽性率は下がっておりますが、引き続き高い状況となっておりまして、厳しい状況が続いているということが言えるかと思えます。

国の分科会提言で示された新たな指標の関係ですけれども、昨日現在、全道では、重症者用病床の使用率及び感染経路不明割合を除いた全ての指標でステージⅢを上回り、入院率、療養者数、新規感染者数に加えまして、PCR陽性率についてもステージⅣの指標を上回っているという状況です。札幌市ですけれども、確保病床の使用率等5つの指標でステージⅣの指標を上回っているという状況になります。

総評です。全道の新規感染者数ですけれども、1日当たり400人を超える日が続くなど、感染拡大が続いております。道内各地において感染者数が増加しておりまして、感染の広がりが見られるという状況です。特に措置区域ですけれども、全体の75%を占め、新規感染者数を押し上げている。札幌市においては、新規感染者数が200人を超える日が続くなど、厳しい感染状況が続いております。主要な地点におけます人流ですが、まん延防止等重点措置の実施後減少しているものの、足下で増加している地点も見られるという状況で

す。

デルタ株の関係ですが、直近1週間では、検査数の約80%がデルタ株となっています。国においても、デルタ株にほぼ置き換わったとの見解が示されております。

医療提供体制ですが、入院患者数、療養者数は増加が続いている。札幌市内においては、病床使用率は50%を超え、厳しい状況にある。札幌市以外の地域におきましても、感染者数の増加に伴い、医療提供体制の負荷が増加している。また、今後、重症者数の増加も懸念されております。

ワクチンですが、道内におけます接種率ですが、8月24日現在、1回目43.7%、2回目34.7%という状況です。

今後の対策ですが、8月25日、国は緊急事態措置の北海道への適用を決定しています。国におけます緊急事態宣言を踏まえ、道の警戒ステージを5に移行し、デルタ株の置き換わりを念頭において、全道域で警戒レベルを最大限に引き上げて、人と人との接触の低減を図ってまいります。特に感染拡大の主な起点とされます飲食の場面ににおけます感染防止対策の徹底を図ってまいります。まん延防止等重点措置の下で重点的な対策を講じてきた札幌市を含めました石狩振興局管内、小樽市及び旭川市においては、緊急事態宣言の下、特定措置区域に指定し、人の動きの徹底した抑制に向けてさらなる対策を講じてまいります。北海道が緊急事態宣言下にあることを踏まえ、来道を検討されている方に対して、SNSなどを活用し、慎重な対応を働きかけてまいります。必要に応じ、病床の更なる確保などに取り組むとともに、自宅で療養する方に対して、食品や日用品セットの配付やパルスオキシメーターの貸与に加え、保健所による健康観察の徹底や必要に応じた在宅医療の提供など、万全の支援を行ってまいります。一般向け接種の本格化に伴い、道のワクチン接種センターの活用や職域接種の支援など、希望される方に1日も早くワクチン接種を受けていただけるよう、市町村等と連携して取り組んでまいります。若年者の感染が増加しておりまして、新学期を迎える中、学校における感染状況をモニタリングし、感染防止対策の一層の徹底を図ってまいります。

スライド6以降でございますけれども、ワクチンの取組状況について補足してご説明いたします。スライド29をお願いします。ワクチンの供給状況についてでございますけれども、8月24日にファイザー社製ワクチンの第14クール各市町村への配分量を決定し、各市町村等へもお示ししているところでございます。配分にあたりましては、モデルナ社製ワクチンを使用する集団接種や職域接種の実施状況等を考慮いたしましたほか、有識者のご意見なども踏まえまして、第15クールまでの配分後に、各市町村が接種対象人口の8割程度以上となることを基本にいたしまして、配分量を整理しております。また、道がワクチン融通に積極的に関与することとした7月末以降、昨日までに、本庁指揮室と振興局との協力・連携によりまして、供給率が高い13市町村から、ワクチンを必要とする9市町村に対しまして、合計8箱分相当となりますけれども、9,228回分のファイザー社製ワクチンを融通することとしております。

次に、アストラゼネカ社製ワクチンについてでございますけれども、北海道ワクチン接種センターでの接種の開始に当たりまして、来週8月30日から希望者の登録を受け付けることといたしました。WEB上の専用申し込みフォーム及び電話により登録を受け付けることとしておりますけれども、接種日については、登録受付の状況を踏まえまして、9月6日以降に別途設定することとしております。

また、8月23日から一般向けとして再開しております北海道ワクチン接種センターですが、第1週の予約率が88.6%、第2週の予約率は100%という状況になってございます。

また、下から2つ目の○でございますけれども、妊娠中の方やその配偶者等へのワクチン接種についてですけれども、国の通知も踏まえまして、希望する場合にできるだけ早期かつ円滑にワクチンを接種していただけるよう、昨日付の文書で、市町村や医師会等あてに特段の配慮を要請しているところでございます。

その他のスライドにつきましてですが、本日の説明に関するデータを載せておりますので、のちほどご参照いただければと思います。

私からの説明は以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、札幌市の感染状況について、オブザーバー出席いただいております山口感染症担当部長から説明をお願いします。

【山口札幌市感染症担当部長】

資料3に基づきまして、札幌市の感染状況についてご説明をいたします。

それでは、最初のスライドをご覧ください。新規感染者数につきましては、昨日8月25日の時点での1週間の合計は1,991人で、そのうちリンクなしの人数は880人で、その割合は44.2%となっております。また、人口10万人あたりでは101.8人でありまして、8月1日の週の人口10万人あたり50.3よりも2倍以上と拡大をしている状況でございます。1日の新規感染者数も連日200人を上回る高い水準が続いており、依然として予断を許さない状況でございます。

それでは、次のスライドをご覧ください。札幌市内の入院患者数の状況のグラフでございます。昨日時点の入院患者数は、黄色い棒グラフでございますが、332人でありまして、重症患者数の折れ線グラフは7人となっております。入院患者数は高い水準で推移しており、実質的な病床利用率は6割を超えるなど、医療への負担が続く厳しい状況となっております。

それでは、最後のスライドをご覧ください。検査数でございますが直近の1週間の検査件数は17,550件と、1日平均で約2,500件の検査を実施してございます。陽性率でございますが、8月25日の昨日時点では11.3%と10%を超える状況が続いています。デルタ株スクリーニングにつきましては、8月21日までの1週間の新規感染者のうち、検査の陽性率であります。78.2%と前の週が66.4%であったことからしまして、デルタ株への置き換わりがさらに進んでいる状況でございます。

新規感染者数にピークが見えていない状況であり、医療への負荷を抑えるためにも、人と人との接触の機会をこれまで以上に減らすことが重要であり、コロナへの対応も長期に及んでいるところでございますが、決して気を緩めることなく感染防止対策を徹底することが必要と考えております。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、北海道における緊急事態措置について、関係部長から順次説明をお願いします。

まず、総合政策部長から。

【濱坂総合政策部長】

資料4 北海道における緊急事態措置(案)をご覧くださいと思います。国による本道への緊急事態措置の適用を踏まえまして、北海道における緊急事態措置を決定し、実施

してまいりたいと考えてございます。

スライド1をお願いします。国において、北海道が緊急事態措置を実施すべき区域とされたところでございますが、広大な面積を有し、感染状況が一様ではない状況を踏まえ、より重点的な対策を徹底する特定措置区域と一般措置区域の2つの区域に分けて、対策を講じることといたしたいと考えてございます。特定措置区域は、感染状況がとりわけ厳しい札幌市、旭川市をはじめとする10市町村といたします。期間は、8月27日から9月12日までといたします。

スライド2をお願いします。スライド2からは特定措置区域の皆様への要請でございます。外出の際には、日中も含めた不要不急の外出を控えることや大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減することなどをお願いをいたします。スライド3です。飲食の際につきましては、休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えることなどについて要請をいたします。スライド4です。スライド4につきましては、飲食店等への要請でございますが、これにつきましては、後ほど経済部長から説明があります。スライド5です。スライド5はイベントの開催要件についての要請でございますが、収容人数の上限を5,000人まで、かつ、収容率は50%とし、感染予防が徹底できない場合は、無観客での開催なども検討していただきます。スライド6でございます。事業者の皆様へは、人の流れを抑制する観点から、引き続き、テレワークの活用、休暇取得の促進等により、出勤者7割削減を目指すこと、それから、主要観光施設等のライトアップや屋外広告などについて、20以降の夜間消灯などをお願いをいたします。スライド7です。学校への要請でございますけれども、これについては、後ほど教育長から説明がございます。公立施設につきましては、原則休館といたします。スライド8から10でございますけれども、飲食店等以外の施設への要請についてでございますが、これにつきましても、後ほど経済部長から説明がございます。

スライド11からでございますが、一般措置区域の市町村の皆様への要請でございます。日中も含めた不要不急の外出や移動を控えることなどについて要請をいたします。スライド12でございます。飲食の際は、営業時間短縮に応じていない飲食店の利用を控えることを要請をいたします。スライド13です。飲食店等への要請につきましては、これも後ほど経済部長から説明がございます。スライド14です。イベントの開催要件についての要請でございますが、収容人数の上限を5,000人までとし、収容率は、大声での歓声・声援がないことを前提とし、100%以内とし、大声での歓声・声援等が想定されるものにつきましては、50%以内といたします。スライド15、事業者の皆様への要請についてでございますが、テレワークの活用などについて、お願いをいたします。スライド16の学校への要請につきましては、これも後ほど教育長から説明がございます。公立施設につきましては、道立施設は、原則休館とし、市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等をご検討いただきたいと思います。

27日から、この緊急事態措置の下、道民、事業者の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、感染拡大防止に向けて取り組んでまいります。

続きまして、お手元の資料5をご覧くださいと思います。ただいま説明いたしました緊急事態措置の道案につきましては、有識者及び専門家の皆様のご意見を伺うとともに、市町村や関係団体の皆様にも事前にお知らせをしているところでございます。

有識者及び専門家の皆様からは、概ね妥当であるというご意見をいただいておりますが、いくつかご紹介を申し上げます。(1-②) 急激な感染拡大を踏まえ、国の緊急事態宣言に基づき、全道域で感染対策を強化することはやむを得ないものとする。(1-③) 一番最後の行でございますけれども、全国からの来道者の抑制に向けて、緊急事態宣言地域

への往来を控えるよう、強く呼び掛ける取組を政府に求めてほしいといったご意見をいただいております。

次に、2頁をお願いいたします。市町村、関係団体の皆様からも、概ね妥当であるというご意見でございましたが、(2-③) 行動自粛につながるような丁寧な情報発信をするなど、国民の健康と命を守る万全の方策を講じていただきたい。(2-④) 感染拡大が続いている状況から、国の緊急事態宣言を踏まえ、さらなる対策を講じることは当然の判断と考えるといったご意見をいただいております、これらにつきましては今後の取組の参考としてまいりたいと考えてございます。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、経済部長、お願いします。

【山岡経済部長】

スライド4をご覧ください。特定措置区域におけます飲食店等の皆様への要請について説明いたします。対象施設につきましては、飲食店や喫茶店などのほか、キャバレーやカラオケボックスなどで飲食店営業許可を受けている遊興施設及び結婚式場、さらに飲食店営業許可を受けていないカラオケ店としています。次に、要請等の内容について、酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店については、休業を、それ以外の飲食店については、営業時間を5時から20時までとさせていただくようお願いいたします。あわせて、資料に記載されている感染防止対策の実施や業種別ガイドラインの遵守をお願いいたします。要請期間は、8月27日から9月12日までとし、準備に必要な期間等を考慮いたしまして、遅くとも8月30日からご協力いただくようお願いいたします。要請にご協力いただいた事業者の方には、支援金として、全期間17日間ご協力いただく場合、1店舗あたり中小企業と個人事業者には68万円から170万円、大企業には最大で340万円を支給することとしております。

次にスライド8をご覧ください。特定措置区域におけます飲食店等以外の施設への要請について説明いたします。まず、営業時間の短縮を要請する施設として、大規模小売店やショッピングセンターなどの商業施設のほか、遊技施設や遊興施設、サービス業の施設のうち、床面積1,000㎡を超えます施設については、営業時間を5時から20時までとさせていただくとともに、大規模商業施設や感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、入場者の整理等を行っていただくこと、土日におけるセールや集客イベントを自粛していただくことなどをお願いいたします。

次にスライド9をご覧ください。イベントに準じた取扱いを要請する施設として、劇場等や集会・展示施設、ホテル・旅館などで、床面積1,000㎡を超える施設については営業時間を5時から20時まで、人数上限を5,000人かつ収容率50%以内とする、入場者の整理等を行うことなどをお願いいたします。要請期間は、飲食店等への要請と同じく、8月27日から9月12日までとし、準備に必要な期間等を考慮し、遅くとも8月30日からご協力いただくようお願いいたします。なお、1,000㎡を超える施設については、要請にご協力いただいた事業者の方には、面積や営業時短の割合などに応じた支援金を支給することとしております。

次にスライド13をご覧ください。一般措置区域におけます飲食店等の皆様への要請について説明いたします。対象施設ですが、若干特定措置区域と違ってございまして、飲食店や喫茶店などのほか、キャバレーやカラオケボックスなど、飲食店営業許可を受けている

遊興施設、そして結婚式場としおります。次に要請内容ですが、営業時間は5時から20時までとする。酒類の提供は、一定の要件を満たした店舗においては11時から19時までできることとし、要件を満たさない店舗は酒類の提供を行わないことをお願いいたします。あわせて、業種別ガイドラインなど感染防止対策の実施や、カラオケ設備の利用を行わないことをお願いいたします。要請期間は、同じく、8月27日から9月12日までとし、準備に必要な期間等を考慮して、遅くとも8月30日からご協力いただくようお願いいたします。支援金としては、要請期間の全期間17日間ご協力いただく場合、1店舗あたり中小企業と個人事業者には42万5千円から127万5千円、大企業には最大で340万円を支給することとしております。

説明は以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、教育長、お願いします。

【倉本教育長】

資料4のスライド7でございます。特定措置区域の学校への要請につきましては、高等学校では、時差通学、1日の授業時間の短縮及び全日制におきましては16時までの完全下校の徹底をお願いいたします。また、全ての校種において、衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避するなど、感染防止対策を徹底することに加えまして、児童生徒と同居家族の感染状況を即時に把握をし、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じるとともに、オンライン学習等により学びを保障すること、運動会、体育祭、修学旅行等の学校行事は中止、延期、縮小といたします。

また、部活動での感染が疑われる事例が多数発生をしていることから、対策レベルを引き上げることといたしました。部活動は、高体連等が主催する全道・全国に直結する大会等に必要とする部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選するとともに、活動場所は自校内に限定して実施をし、これ以外は休止といたします。なお、大会への参加は、校長判断のもとに行い、主催者等の感染防止対策を厳守することとします。

また、スライド16に一般措置区域の学校への要請も書いてございますが、これにつきましては、高等学校の時差通学の要請内容以外については、今申し上げたものと同様でございます。

道教委では市町村教育委員会や北海道スポーツ協会などの関係機関との連携を強化をし、学校にウイルスを持ち込ませない取組や学校での感染拡大防止対策を徹底をし、子供たちの命と学びを守る取組の一層の強化に努めてまいります。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

ただいま説明のありました北海道における緊急事態措置について決定することといたしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。それでは、そのように決定いたします。

次に、各部・振興局から、順次、発言をお願いします。

まず、総務部長からお願いします。

【藤原総務部長】

それでは私の方から2点、説明をさせていただきたいと思っております。いずれも資料はござ

いません。

まず1点目は道職員の集団感染事例についてでございます。この度、振興局の職員が大人数で長時間にわたり飲食を行い、結果として6名が新型コロナウイルス感染症に感染するという集団感染事例が発生いたしまして、昨日公表されたところでございます。この飲食を行った職員の症状は軽症もしくは無症状であり、また、現時点において感染した職員の所属や家族などにおきまして、発熱などの症状を訴える者はいないということで聞いてございますけれども、同じ職場で70名近い職員がPCR検査を受けるというような、また、そういった大きな影響も生じているところでございます。本日、あらためて職員に対しまして、黙食をはじめ感染防止対策を徹底するよう通知を発出いたしますので、しっかりと周知をお願いしたいというふうに思います。

2点目でございます。職員の出勤抑制についてでございます。各所属におきましては、出勤者の7割削減を目指した出勤抑制と分散出勤の取組をしていただいているところでございます。この度の緊急事態措置を踏まえまして、本日付でこれまでのテレワークの積極的な活用などに加えまして、週休日、土日の振り替えによるローテーション勤務を活用した取組など、出勤抑制をさらに強化するよう通知をすることとしております。各所属におきましては、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、石狩振興局長、お願いします。

【濱田石狩振興局長】

資料6に基づいて説明をさせていただきます。初めに管内の感染状況でございますが、新規の感染者が7月下旬以降、増加傾向が続いているところでございます。右側のグラフは、人口10万人当たりの新規感染者数の推移を表したもので、左側がいわゆるゴールデンウィーク期間後の大きな波と言われております第4波の時の感染状況で、右側が今回のものでございますが、札幌市と密接に関連する石狩管内では、いずれも札幌市の増加から10日ほど遅れて国のステージ指標であります25人を超え、8月上旬までは前回同様の傾向が続いておりましたが、中旬以降、急拡大には至っておらずじわじわと増えている状況でございます。社会福祉施設におきましては、1件の集団感染が発生し、現地支援対策本部を設置して対応しているところでございます。第4波の時を振り返りますと、ゴールデンウィーク明けに急増したことを踏まえまして、夏休みやお盆明けて新学期が始まりましたまさにこれからが一層の感染拡大が想定され、最大限の危機感を感じているところでございます。

石狩振興局といたしましては、こうした分析や経験を踏まえ、まん延防止重点措置や、また今回の緊急事態宣言となるなど、節目、節目ごとに管内の首長の皆様とも意見交換をさせていただき、管内全体で危機感と取組についての情報共有を図り、より一層の対策強化に向けまして、認識を共有してきたところでございます。

また、前後いたしますが、管内の市町村では、札幌市のみが措置区域となっていた時期から、公共施設の利用を住民限定に制限するなど独自の対策に努めていただくとともに、8月14日に管内全域が措置区域となりましてからは、原則休館とするなど、迅速に対応をいただいております。振興局におきましても毎週広報車による注意喚起を行っておりますほか、事業者や大規模商業施設に対する人流減少に向けた取組への協力要請やオリンピックの札幌での競技開催にあたり、管内出身選手の情報と合わせて、沿道での観戦自粛など

を呼び掛けるメッセージを発信しております。また、現在、管内の市町村と振興局の若手職員によりますりレーメッセージ動画の制作を進めておりまして、SNSなど様々なツールを活用しながら、住民の皆様への注意喚起を行っているところでございます。

一方、江別、千歳の両保健所管内におけます感染者の増加に際し、本年5月と同様に振興局の各課から交代で職員を派遣するとともに、本庁や管内市町村からも応援をいただきながら、体制強化を図っているところでございます。

石狩振興局といたしましては、夏休みなど感染リスクが最も高まる時期を経て、新規感染者のさらなる増加が予想されます中、本日の会議で、緊急事態宣言の特定措置区域となりましたことから、これ以上の感染拡大を食い止めるため、最大限の危機感を持ちながら、今後も市町村などと緊密に連携を図りまして、感染拡大防止に向けた取組を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、後志総合振興局長、お願いします。

【天沼後志総合振興局長】

後志管内における感染拡大防止の取組等について、資料7に基づいてご説明をいたします。初めに感染状況についてでございますが、小樽市の直近1週間の新規感染者は44名で、前の週と比べて3名の増加、また、町村部の直近1週間の新規感染者は37名で、前の週より25人増加しているということで、町村部の増加が際立っております。また、集団感染事例といたしましては、小樽市内の食品製造会社で5名、町村部の旅館で6名、事業所で6名の事例が発生している状況であります。

次に、感染拡大防止の取組についてでございますが、まん延防止等重点措置の措置区域となっていた小樽市では、現在、コミュニティFMや防災行政無線、それから市役所のデジタルサイネージを活用しまして、外出自粛などの啓発をするとともに、市のホームページで市長メッセージを更新するなどしながら、市民への呼びかけを強化しているところであります。

小樽市と振興局の連携した取組といたしましては、小樽市の消防車と振興局の広報車によりまして市内を巡回し、外出自粛などを呼び掛ける啓発活動を行っているところでございまして、今週末からは啓発回数を増やす予定としているところであります。なお、振興局の広報車では、啓発とあわせて、観光地や商業地等における人流状況の確認を行い、確認結果につきまして、小樽市や振興局内で情報共有を図りまして、市内の巡回など感染拡大防止の取組に活用をしているところであります。また、市内の飲食店の休業や時短営業の見回りにつきましては、この緊急事態措置を受けまして、今後、小樽市と共同で実施することで、既に調整を進めているところであります。

振興局独自の取組といたしましては、小樽市とそれ以外の町村向けに2種類の啓発ポスターを作成いたしましたほか、市町村が広報紙などで直接住民に配布するための啓発チラシも合わせて作成をし、いずれも市町村や商工会議所等の経済団体等に配布するとともに、振興局のホームページやSNSでも発信をしているところでございますが、今後、この緊急事態措置を踏まえ、あらためて啓発ポスターを作成し、発信してまいりたいと考えております。また、倶知安町など比較的飲食店の多い町村部におきましては、今後、役場と連携した時短営業の見回り実施について、準備を進めているところであります。

最後に学校への働きかけでございますが、教育局におきまして、臨時の道立学校長会議

を開催するなど、あらためて児童生徒の感染防止対策や部活動に関する制限などについて、周知を行っているところでございますが、今回新たに加わった学校行事や部活動の対応などにつきまして、管内で周知徹底を図っていく考えであります。

以上、この度の緊急事態措置を受けまして、引き続き、小樽市や管内町村、関係団体と緊密に連携をしながら、措置内容の周知徹底ですとか啓発活動の強化を図るなど、感染拡大の防止に向けて取組を継続してまいります。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、上川総合振興局長、お願いします。

【佐藤上川総合振興局長】

資料8をご覧ください。まず、管内の感染状況についてでございますが、旭川市内では先週以降、新規感染者が1日50人を超える日が続いておりまして、昨日8月25日発表分では83人と過去最多となったところでございます。週10万人当たりでございますと札幌市を超える水準となっております。この間、飲食店や職場での集団感染が相次いで発生している一方で、感染経路不明、いわゆるリンクなしの割合も約4割で推移しておりまして、市中感染が相当広がっているものと考えられます。医療提供体制につきましては、旭川市内の5つの基幹病院における病床使用率、こちらの方、約3割と現時点ではまだひっ迫した状況とはなっておりませんが、日々、感染者が増加しておりますことから、今後負担が増していくことを懸念しております。

次に感染防止拡大に向けた取組状況についてでございますが、前回の対策本部以降の取組については、太字アンダーラインでお示しをしております。まず、旭川市におきましては、まん延防止等重点措置の適用を受けて、8月20日から約180の市有の施設について休館をするとともに、旭山動物園についても現在、入場制限を行っておりますけれども、8月27日からは臨時休園を決定しております。

次に、住民等への注意喚起の取組として、2番目の方にもございますとおり、旭川市と危機感を共有した上で、8月13日、14日には旭川空港においてプラカードを活用しまして、呼びかけを行いますとともに、8月14日からの毎週土日は市内の中心部、それから商業施設を広報車によって、注意喚起を行っております。それに新学期を控えた旭川市内の小中学校、児童生徒に向けまして、緊急連絡網を使って登校する前の注意喚起を行ったところでございます。加えて、特に若年層における感染が広がっておりますことから、館内の小中学校、道立の高校において、あらためて感染対策の徹底を呼び掛ける通知を発出するなど、教育部局と連携した取組を進めております。あとは振興局と上川の記者会が定例で開催しております報道懇談会、こちらの方昨日開催いたしました。その場において、報道機関の皆様へ、振興局における感染対策の取組について共有させていただき、周知啓発について協力と呼びかけさせていただきました。

続きまして、飲食店への呼びかけといたしまして、こちらの方も旭川市と協力いたしまして、まん延防止等重点措置の対象となりました旭川市内の飲食店、こちら約2,200店舗でございますけれども、こちらに対して、協力要請に係る周知のチラシを郵送したところでございまして、今後、見回り調査に基づく現況確認を行うなど協力と呼び掛けていく考えでございます。今回、緊急事態措置によって、管内その他の市町村における飲食店に対しても時短要請がとられますことから、管内の商工会議所、商工会とも協力して早急に呼びかけを行ってまいります。

振興局といたしましては、現下の厳しい感染状況の改善に向け、引き続き、旭川市をはじめとした市町村や関係団体などと協力して、感染防止の対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、道の警戒ステージの改定について、総合政策部長から説明願います。

【濱坂総合政策部長】

資料9-1 道の警戒ステージの改定についてをご覧いただきたいと思っております。ワクチン接種が進む中、現在、国におきましては、ステージ判断の指標について見直しを検討する意向が示されているところでございます。一方、道のこれまでのステージ運用におきましては、新規感染者が少ない段階でのステージ区分の意義が薄れていること、それから、国と道の警戒ステージの混同が見られることなどの課題もあるところでございます。このため、今回、道の警戒ステージにつきまして、道と国のステージ分類の統一など、必要最小限の見直しを行うこととし、今後、国の検討状況を踏まえて、適切な見直しを行うこととしたいと考えてございます。

スライド2をお願いします。改定のポイントでございますが、従来の警戒ステージ2と3を統合し、国と同様に4段階のステージといたします。また、入院率の追加など、指標についても国と統一することといたします。お手元の資料9-2は、改定案の全文でございますので、それにつきましては後ほどご覧をいただきたいと思っております。

また、本日から改定を適用することとし、先ほど資料2の総評の中で、道の警戒ステージを5に移行するとされたところでございますけれども、今後はステージ4として運用していくことといたします。

お手元の資料10をご覧いただきたいと思っております。ただいま説明しました新しい警戒ステージの改定の道案につきましては、有識者及び専門家のご意見を伺うとともに、市町村や関係団体の皆様にも事前にお知らせをしているところでございます。

皆様から、概ね妥当であるというご意見をいただいておりますが、いくつかご紹介させていただきますと、(1-①) ステージ分類の統一は重要なので早めに対応してほしい。(1-④) 全国との比較も容易になったことから、本道の置かれている状況を客観的に示すことなどにより、道民の危機意識の醸成に向けて効果的に活用してほしい。次のページをご覧ください。(2-③) 中段でございますけれども、変異株、ワクチン接種の進捗等により、感染状況が変化し、それに即した改定・対応が急務であり、迅速に適用すべく準備・検討に万全を期してほしいといったご意見をいただいておりますので、今後、国の検討状況を踏まえまして、対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

ただいま説明のあった道の警戒ステージの改定について、決定することといたしたいですが、よろしいでしょうか。それでは、そのように決定いたします。

この他、各部、振興局等からご発言ありませんか。なければ、本部長からお話しをお願いします。

【本部長（知事）】

昨日、国において、本道への緊急事態宣言の適用が決定をされました。デルタ株に置き換わり、全国的にほぼ全ての地域でこれまでに経験したことのない感染拡大が続いています。首都圏を中心に厳しい医療体制にあり、災害時の状況に近い局面とされております。本道もデルタ株の脅威にさらされ、非常に厳しい感染状況が続いています。今後、お盆など夏休みシーズンにおける人の移動の影響によりまして、さらに感染者数が増加することも懸念されます。医療への負荷も増えております。今後、入院患者や重症患者がさらに増えるおそれがあります。全道が緊急事態にあるという認識の下、最大限の危機感を持って人と人との接触を徹底して抑えていただく行動、そして、命を守るための行動の徹底が必要です。

このため、全道において、日中も含めた不要不急の外出を控える。特に、午後8時以降や週末の外出を控える。さらに、混雑した場所への外出を半減させる。このことを徹底していただくように心からお願いをいたします。また、感染対策の肝である、飲食の場面での感染防止のため、飲食店等における酒類の提供は午後7時まで、営業時間は午後8時までとすることを要請をいたします。中でも、感染状況が極めて厳しい札幌市をはじめ石狩振興局管内、小樽市及び旭川市は、特定措置区域に指定をし、飲食店等の休業や、大規模集客施設の時短、入場整理の徹底などを要請いたします。

長い戦いが続いておりますが、首都圏などで現実となっている災害ともいえる状況を何としても避けるため、皆様のご理解とご協力をいただき、全道一丸となって取り組んでいかなければなりません。各本部員、地方本部員においては、9月12日までの緊急事態宣言の下、感染者を減少に転じさせていくため、全ての皆様とこの危機感の共有を行い、徹底した感染防止行動、そして人の動きの抑制を図る、このことを指示いたします。

そうした状況の中で、留萌振興局において職員同士の飲食による集団感染事例が発生をいたしました。緊急事態措置の下、道民の皆様、飲食の場面における感染防止対策の徹底のお願いをする中、率先して取り組むべき道職員がこうした事態を起こしたことは、あってはならないことでもあります。各所属の隅々まで、職員一人ひとりにしっかりと周知徹底をし、二度とこうした事例が起きないように、取り組むよう指示をいたします。

また、出勤抑制などについても、道が率先して取り組んでいかなければなりません。新たな取組であるローテーション勤務を積極的に取り入れるなど、出勤抑制にしっかりと取り組むとともに、飲食の場面などにおける行動について、あらためて全職員に徹底をしてください。

医療提供体制の充実強化も重要であります。病床の更なる確保に向けた取組を進めながら、宿泊療養施設の効果的な活用に向けた検討を進めるとともに、訪問診療やオンライン診療の実施による自宅で療養される方への万全の支援に取り組むように指示をいたします。

また、若年層の感染が広がる中、本道は他県に先駆けて学校の新学期が始まっています。学びの機会を守るオンライン学習の対応、部活動における対策の徹底など、学校における対策強化にしっかりと取り組んでください。

最後に、ワクチン接種についてです。私自身、今週23日に1回目のワクチン接種を行いました。ワクチンは、発症予防や重症化予防の効果が期待されております。これから接種の対象となる世代の皆様、前向きな検討を促すことが重要であります。また、妊娠中の方などへの接種について、特段の配慮をしていただくよう、昨日、市町村や医師会などあてに要請をしたところでありますが、こうした配慮を必要とする方も含め、希望される方にできるだけ早く接種ができるようしっかりと引き続き市町村をサポートいただくようお願いいたします。

私からは以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

本部長から指示のあったことにつきまして、各本部員は必要な対応をお願いします。
以上をもって、新型コロナウイルス感染症対策本部の第73回本部会議を終了いたします。

（了）